

EPA(経済連携協定)利用支援セミナー

- ■日時 平成28年4月20日(水) 13時30分~16時35分
- ■場所 日向商工会館1階多目的ホール 宮崎県日向市上町3-15

お問い合わせ

門司税関総務部総務課

電話:093-332-8306

E-Mail

moji-somu@customs.go.jp

本セミナーは、TPPを含む経済連携協定(EPA)の原産地規則や活用方法等を紹介し、EPAの利用促進及び日本企業の国際的な活動の支援を図ることを目的に開催します。

輸出入をされている事業者の方や今後輸出入を始めようと考えておられる事業者の方、輸出入に携わっておられる製造業者の方、あるいは輸出入をされている事業者と取引関係にある金融機関の方におかれましては、今後の企業戦略・経営戦略の一助としてご活用いただければ幸甚です。

ご関心のある方は、この機会にぜひご参加ください。



■プログラム

時間	内容	講師
13:30 ~14:00	「EPAの概要について」(30分) EPAの活用促進の観点から、日本の EPA の概要、EPA を具体的に活用する場合に必要となる事項について説明します。	門司税関 業務部長 森 英樹
14:00 ~14:30	「関税分類について」(30分) EPAを利用するには、貿易取引しようとする商品がどのHSコードに分類されるのかを知る必要があります。この分類の仕組みや基本的なルールについて説明します。	門司税関 首席関税鑑査官 金子 聖彦
14:30~14:40	休憩	
14:40 ~15:40	「EPAの原産地規則について」(60分) EPA(TPP)特恵税率を利用するための条件の一つとして、取引しようとする商品が当該輸出国の「原産品」と認められる必要があります。このルール(原産地規則)やその他手続きについて説明します。	門司税関 原産地調査官 長城 憲明
15:40~15:50	休憩	
15:50 ~16:20	「ジェトロの支援メニューについて」(30分) EPA(TTP)を活用した海外展開に際して利用できるジェトロの支援メニューをご紹介します。	JETRO宮崎 所長 宮内 安成
16:20 ~16:35	「海外事業展開に対する金融機関の取組み」(15分) 事業者が海外事業展開するために、金融機関がどのような取組みを行っているかについて説明します。	宮崎財務事務所 所長 上加世田 英雄

日向商工会館へのご案内

〒883-0044 宮崎県日向市上町3-15

日向商工会館1階多目的ホール

※ JR日向市駅から南に徒歩1分



参加申込書 (4/20 EPA利用支援セミナー・日向市)

申込先:門司税関総務部総務課

FAX:093-332-5336 電子メール:moji-somu@customs.go.jp

会社名·団体名			
電話番号			
FAX番号			
E-mail			
参加者	ふりがな 氏名		
参加 有	所属		
	役職		
ご質問等がありましたら、ご記入ください。			

- ※4月15日(金)までにFAX又は電子メールにてお申し込みください。
- ※先着順ですので、定員(50 名程度)になり次第受付を締め切ります。